

学校いじめ防止基本方針

宇部市立鶴ノ島小学校

令和7年4月

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、鶴ノ島小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものである。

1 いじめの防止等のための対策に対する基本的な方針

(1) 本校のいじめ防止等の対策にかかる基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為である。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行う。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組を重視し、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進める。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行う。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の点に対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。危機感を持って児童観察をし、情報の共有を深める。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(2) 校内体制

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置する。この会議では、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組において、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図る。

いじめ問題対策会議の構成員

リーダー：校長、サブリーダー：教頭

- | | |
|---------------|---|
| 【教職員】 | 教育相談担当教員、生徒指導担当教員 教務 養護 関係担任 |
| 【心理や福祉の専門家】 | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー |
| 【保護者や地域住民の代表】 | 学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表）、その他学校が必要と認める関係者 |

(3) 学校教育活動全体を通じた道徳教育の取組

児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力の核となる豊かな人間性を育むために学校の教育活動全体を通して児童が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる道徳教育を充実させる。

(4) 他者への思いやりや社会性を育む取り組み

社会貢献の在り方、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、総合的な学習の時間や生活科を中心とした地域の方々とのふれあいや体験活動を充実させる。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 小中連携の一層の促進
いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小中連携の情報の共有や切れ目ない支援体制の構築等が重要なため、小中連携の一層の促進に努める。
- ・ 多様な専門家や関係機関と連携した取組の推進
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家との連携はもとより、各関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図る。
- ・ 教育相談週間の実施
年間2回の教育相談週間を設け、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行う。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 学校全体としての取組内容

いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none">○ なかよし宣言の有効活用<ul style="list-style-type: none">・ 鶴ノ島小なかよし宣言を唱和し、その浸透を図る。○ 自己肯定感の高揚<ul style="list-style-type: none">・ お互いに認め合う学級づくりに努める。・ 自他の良いところを言い合う機会づくりを進める。・ 子どもの頑張りを認め、褒め続け、自信をもつことができるようにする。○ 言葉やあいさつ<ul style="list-style-type: none">・ 気持ちの良いあいさつを自分から言えるよう促す。（語先後礼）・ 友達の名前を大切にすることができるよう促す。・ 日常生活における言葉遣いに配慮できるよう促す。（ふわふわ言葉）・ 友達を傷つけるような言動は、その場で注意する。
----------	---

- 仲間作り
 - ・みんなで一つのことをする場づくりを進める。(集会・縦割り活動など)
 - ・みんなで一つのものを作成する時間を設ける。(共同制作など)

- 道徳教育
 - ・「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」といった内容項目で「いじめ問題」を取り扱う。
 - ・授業では、資料の中にとどまることなく、自分のこととして捉えることができるよう配慮する。
 - ・読書活動、体験活動などの様々な経験を通して、よりよく生きるための基盤となるための道徳性を養う。

- 授業の充実
 - ・学習規律の確立を図る。
 - ・教材研究に励み、わかる授業提供に日々務める。
 - ・学習に満足感・達成感をもつことができるよう授業を工夫する。
 - ・繰り返し練習することで、学習の基礎基本が身に付くようにする。
(やまぐち学習支援プログラムの活用)
 - ・自分の思いを言える子ども、友達の意見に耳を傾けることのできる子どもの育成に努める。
 - ・学び合い学習の習熟を図る。
 - ・すべての児童が参加・活躍できる授業づくりに努める。

- 地域連携教育の推進
 - ・地域の方々とのふれあい体験活動や学習活動の場を設定し、がんばりを褒め、認めてもらうことで、自己肯定感の醸成を図る。

- ソーシャルスキルトレーニング
 - ・学校のきまり、学習規律を守ることができるようにする。
 - ・自分の気持ちを表現したり、相手の気持ちを受け止めたりできるような人間関係の構築を図る。
 - ・コミュニケーションの方法を学ぶ。
 - ・SCによる思春期グローイングハートプロジェクト
 - ・CAP (子どもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力 といったさまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラム。など)

- 保健室との連携
 - ・養護教諭は保健室に来室したときの子どもの行動・言動の変化を見る。
 - ・子どもの様子を見て、相談を求めている場合は共感的理解を示しながら話にじっくりと耳を傾ける。→全職員に発信・共通理解

- スクールカウンセラーとの連携
 - ・悩みや困りごとの相談
 - ・思春期グロウイングハートプロジェクトの活用

- 学校や家庭での児童の観察
 - ・「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」という共通理解のもとに、全教職員の目で子どもたちの様子を日々見ていく。
 - 子どものしている行為がいじめと判断された場合は、見た職員がその場ですぐに指導し担任に知らせる。
 - 担任は再度クラスで個人指導または全体指導をする。（他学年にまたがっている場合は生徒指導主任とも相談し関係者を集め指導する）
 - ・子どもたち一人ひとりの変化に気を配る。
 - ・子どもの人間関係を適宜把握しておく。
 - ・子どもへのさりげない声かけや話しかけを行い情報収集に努める。

- 各種アンケートや教育相談の充実
 - ・生活アンケートを最大限に活用し、子どものその週の変化に気を配り、いじめに関する問題がある場合はすぐに対応する。
 - ・いじめと認められる事案は、全教職員で情報共有し共通理解のもと対応する。
 - ・教育相談週間を学期に1度行い、生活アンケートで言えないことにもじっくりと耳を傾け、子どもたちが困っていることや悩んでいることを真摯に受け止める。
 - ・事案によっては、スクールカウンセラーとの面談を受けるように薦め、心の重荷を専門家の立場から軽減していけるように支援する。
 - ・全児童・保護者へ「いじめアンケート」を実施する。（1・2学期）

- 事務室での様子の把握
 - ・事務室に用事があり来室した、子どもの様子に注意を払い、気になることがあれば担任にすぐに知らせる。

いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、情報を共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進する。

- 聞き取り
 - ・速やかに関係児童から聞き取りをし、正確な実態を把握する。
(どもないじめを、いつから、何回など)
 - ・初めは個別に聞き取りをし、その後、関係者の話を付き合わせいじめの実態を確認する。

- 実際の対応
 - ・いじめた児童にいじめが人格を傷つけ、生命を脅かす行為であることを十分に理解させる。
 - ・いじめられた児童には、「絶対に守り通す」ことを伝える。(これまでの心の痛みや不安等、共感的に理解する。)
 - ・いじめを見ていた児童がいたら、誰かに伝えることはできなかったか、傍観者もいじめを容認したことを理解させる。
 - ・クラスの中で、今後どのようなことに気をつけていくべきか、みんなのこととして考える。
 - ・関係児童の保護者に事実関係を伝え、場合によっては今後のことについて話し合う。
 - ・いじめ発生からの経過観察を十分に行い、二度と同じいじめが繰り返されないようにする。
 - ・その後の様子を報告できるように経過観察も記録をする。

- 相談室の設置
 - ・いじめたことで興奮している子ども、いじめられている子どもを落ち着かせる場所を設けクールダウンさせたり、じっくり話を聞いたりする。

(2) 家庭や地域との連携

家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。 ○保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを進める。 ○いじめ防止等について、PTAと連携した取組を進める。
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に学校公開日を設け、地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を高める。 →多くの人に、児童、学校の様子、教員の取組を見てもらう。 ○民生委員・児童委員や地域団体等から、いじめと思われることがあれば積極的に学校へ情報提供が得られるよう連携を充実させる。 ○学校運営協議会委員等と緊密に連携し、本校のいじめ問題解決の取組を検証し、改善を図る。

(3) その他（インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめくネットいじめへの対応）

- ・インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。
- ・「個人情報や悪口は発信しない」「21時以降は使用しない」等、児童・保護者への指導を深める。
- ・外部機関の出前授業等を活用する。

重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行う。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長へ報告する。

(2) 調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行う。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて、警察、児童相談所、SC、SSWなど、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置する。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進める。

教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力する。

(3) 調査結果の報告

当該児童・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告する。

5 その他の留意事項

藤山小・中と「生活のきまり」「SNSのきまり」「いじめ基本方針」などを共通理解して作成し、連携を図る。また、学校いじめ問題対策会議での検証により、いじめ防止基本方針の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われたなどの場合は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行う。